

## 第5章 地域団体商標の登録主体の拡充

### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来 of 制度

地域団体商標制度は、商標の登録要件を一部緩和し、「地域名」と「商品(役務)名」等からなる商標の登録を可能とするものとして、平成17年の商標法の一部を改正する法律(平成17年法律第56号)で導入された制度である。

地域団体商標の対象となる商標は、本来、地域における商品の生産者や役務の提供者等が広く使用を欲するものであり、一事業者による独占に適さない等の理由から商標法第3条第1項各号に該当するとして登録が認められなかったものであることから、その商標登録を認めるに当たっては、可能な限り、商標の使用を欲する事業者が当該商標を使用することができるようにすべきである。こうしたことから、地域団体商標制度においては、出願人たる団体の設立根拠法において、構成員資格を有する者の団体への加入を不当に妨げてはならないとの義務が規定されていることを主体要件の一つとしている。

したがって、地域団体商標の登録主体は、上記の条件を満たす事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合又はこれに相当する外国の法人に限定されている(商標法第7条の2第1項)。

#### (2) 改正の必要性

近年、「地域ブランド」の普及に主体的に取り組んでいる団体として、従来までの事業協同組合等に加えて、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人といった団体が新たに登場してきており、これらの団体が普及に取

り組んでいる「地域ブランド」の名称についても、地域団体商標制度を利用して早期に保護するニーズが高まっている。

こうしたことから、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人についても地域団体商標の登録主体として追加することとしたものである。

## 2. 改正の概要

地域団体商標の登録主体として、「商工会」、「商工会議所」及び「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人」を追加した。

## 3. 改正条文の解説

### ◆商標法第7条の2

#### (地域団体商標)

第七条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(法人格を有しないものを除き、当該特別の法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)、商工会、商工会議所、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに相当する外国の法人(以下「組合等」という。)は、その構成員に使用をさせる商標であつて、次の各号のいずれかに該当するものについて、その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、第三条の規定(同条第一項第一号又は第二号に係る場合を除く。)にかかわらず、

地域団体商標の商標登録を受けることができる。

一～三 (略)

2～4 (略)

商標法第7条の2第1項は、事業協同組合や農業協同組合等の特別の法律によって設立された組合であって、法人格を有するもの(当該特別の法律において、構成員資格を有する者の団体への加入を不当に妨げてはならないとの義務が規定されているものに限る。)のみを地域団体商標の登録主体としていたが、本改正により、「商工会」、「商工会議所」及び「特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人」並びに「これらに相当する外国の法人」を追加したものである。

なお、本改正により追加した団体についても、それぞれの設立根拠法において、構成員資格を有する者の団体への加入を不当に妨げてはならないとの義務が規定されていることから(商工会法第14条第1項、商工会議所法第16条第1項、特定非営利活動促進法第2条第2項第1号イ)、地域団体商標の使用を欲する地域の事業者は、当該団体に加入し、その構成員となって当該商標の使用をすることができる。そして、当該義務の履行は、義務違反に対する所管官庁による監督等によって間接的に担保されると考えられる。

#### 4. 施行期日及び経過措置

##### 施行期日

改正法の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日(平成26年政令第207号により平成26年8月1日)から施行する(附則第1条第2号)。